

「みんなのえんがわ（市民活動センター）」プロジェクトの推進業務
委託に係るプロポーザル公告について

「みんなのえんがわ（市民活動センター）」プロジェクトの推進業務の委託契約につ
いて、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 3 年 2 月 17 日
茨木市長 福 岡 洋



1 業務概要

- (1) 目 的 市民活動センターの新施設への移転を見据えた「新しい共感を発
見」できる具体的な活動の提案やアイデアを検討するとともに、その
拠点となる「市民活動センター」の使い方をはじめ、求められる体制
や機能を検討し、多様な主体の「出会い」や活動する「場」の提供に
加え、公益活動の更なる活性化の一助とすることを目的とする。
- (2) 業 務 名 「みんなのえんがわ（市民活動センター）」プロジェクトの推進業務
- (3) 業務内容 プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 当該業務の予算額

4, 2 2 2, 0 0 0 円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、
予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければなら
ない。

- (1) 市民活動を行っている団体等を対象としたワークショップを行った実績があり、
本事業の趣旨を十分に理解し、事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施できる者
であること。
- (2) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった
者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、
建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されて
いるものについてはこの限りでない。
- (3) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工
事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市
建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間
中でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールまたはFAXで市民協働推進課宛に送信すること。

提出期限：令和3年2月26日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 市民文化部 市民協働推進課

E-mail：shiminkyoudou@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072(620)1715

※ 電子メール又はFAX以外の方法による質問は受け付けない。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和3年3月2日（火）午前9時から

掲載場所：茨木市HP 市民協働推進課のページ

(3) 参加申込方法

ア 参加申込時の提出書類

①参加申込書（様式2号）

②業務実績調書（様式3号）

③業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市 市民文化部 市民協働推進課（茨木市役所本館2階）

ウ 提出期限：令和3年3月4日（木）午後5時まで（必着）

エ 提出方法：郵送又は持参

5 問い合わせ先

茨木市 市民文化部 市民協働推進課 担当 松井・山本

TEL 072-620-1604（直通）

FAX 072-620-1715

E-mail：shiminkyoudou@city.ibaraki.lg.jp